

## 第4章 被爆の記憶・継承活動と国際政治

大芝 亮

『平和政策』という本のなかで、藤原帰一は、平和をめぐる日本政治において「運動としての平和」と「政策としての安全保障」という二つの流れがあることを指摘し、冷戦後においては「政策としての平和」を考える必要があると述べた（藤原 2006）。

広島では被爆の記憶・継承に関わるさまざまな活動がなされてきた。それらは多くの人々の心に強く訴え、「運動としての平和」に多大な影響を与えてきた。さらに被爆の記憶・継承活動を通じて核兵器のない世界の実現をめざすには、そこで止まらず、「政策としての平和」を考えることが必要ということになる。いいかえれば、核兵器のない世界に至る道筋を示し、個々の具体的な政策目標の実現に取り組んでいくことが必要だと主張するのであ

る。例をあげるならば、戦後において核兵器が使用されなかった（二〇二三年五月末時点）という事実を指摘するだけでなく、ここから一歩踏み出して、核保有国が核兵器の先制不使用政策を採用するように要請する活動等が必要だということである。実際に始まっていることだが、核兵器廃絶国際キャンペーン（International Campaign to Abolish Nuclear Weapons: ICAN）等が金融機関による核兵器製造企業への融資がないかどうかを調査し、日本のNGOが日本関連を日本語で公表していることも、一つの道筋を示すものであり、「政策としての平和」の取り組み例であるといえよう。

いまだ微小とはいえ、私はこうした取り組みに大いに期待をしている。そうではあるが、「運動としての平和」もまた、国際政治、特にその流れを形成するうえで大きな影響を及ぼしてきたのではないかと考えている。

本稿では、被爆地（主に広島）を中心とする被爆の記憶・継承活動に焦点を当て、この点について検討してみたい。まず、被爆の記憶・継承活動を振り返る。今日において私たちが目にし、耳にするさまざまな活動は、必ずしも最初から当然のように受け入れられていたわけではなく、そこには伝えようとする営みがあった。次に、こうした活動を通じて、何を訴えることができるのか、私なりに考えてみたい。最後に、こうした活動は国際政治

にいかなる影響を与えてきたのかを考察する。

## 1 伝える営み

広島における被爆の記憶・継承に関わる活動は、長期にわたるものであり、またさまざまな形態をとり展開されてきた。これを整理することはとても私の手に負えることではないので、主に宇吹暁『ヒロシマ戦後史——被爆体験はどう受けとめられてきたか』（第六章「被爆体験の展開」および第七章「被爆体験の国際化と歴史化」）等を参考にしながら、活動の担い手に焦点を当てて、整理したい。

まず、原爆慰霊碑について、米国の占領体制下では、戦前の軍国主義教育との関係から学校関係の慰霊碑の建立には制約があった。この政策は、原爆犠牲者の遺族にさまざまな影響を与えたが、広島市立高等女学校の関係者は、「率先してこれを建立し、平和塔と呼んでくれた」（宇吹 2014: 227）。

「原爆の子の像」については、佐々木禎子（幟町中学校一年生、一九五五年一〇月に白血病で亡くなった）の友人たちが、一九五五年一月に全日本中学校校長会広島大会で、「原爆の子の像を作りましょう」と呼びかける手刷のビラを全国からの参加者に手渡した」ことから始

まった（宇吹 2014: 233）。現在でも、内外の学校から折り鶴が届けられ、学校で禎子さんの話が語り継がれている。

一九五六年になると、浜井信三広島市長は、平和記念公園内にすでに多数の慰霊碑が建てられているとして、碑の建立規制方針を掲げ、これを実施した。

一九六七年春になると、韓国人原爆犠牲者慰霊碑建立計画が具体的に始まったが、市の規制により、一九七〇年に慰霊碑は公園外に設置された。しかし、その後、公園外にあることに対して関係者の不満が強まり、一九九九年、碑は公園内に移設された（宇吹 2014: 236）。

原爆被害者は新聞、ラジオ、テレビを通じて、被爆体験の証言や手記などを残す取り組みを行った。広島県原爆被害者団体協議会や広島県原爆被爆教職員の会などは証言活動を展開し、被爆者団体による手記集なども発行された。さらに広島平和文化センターは、一九八三年から正式に「ボランティア語り部」による被爆体験証言を行うようになった（宇吹 2014: 269-270）。中学生や高校生の広島への修学旅行が増加する中で、被爆体験の証言・語りは、大きな反響を呼んだという。

広島市は被爆後二年目から平和記念式典を開催した。宇吹は、これを「地方自治体によ

る「平和行政」の先駆的なものである」という(宇吹2014:248)。また行政として原爆被災誌や手記集の発行にも取り組み、マスコミも、一九七〇年前後から原爆に関する企画を活性化させ、原爆被害者を対象とした本格的な世論調査などを実施した。

このように原爆被害者を中心に、個々人として、あるいは学校関係者やメディア、そして在日韓国人等の集団として、占領体制や政府・行政の当局と協議し、あるいは対抗し、被爆体験の記憶・継承の活動を展開したのである。

一九五五年以降、被爆の記憶・継承の取り組みは、国際化と歴史化を課題とするようになった(宇吹2014:7章)。

象徴的なものは国立スミソニアン航空宇宙博物館による原爆展示論争である。同博物館は、原爆投下五〇周年を記念して原爆展を企画し、「爆撃機B29「エノラ・ゲイ」とあわせて広島・長崎の被爆資料を展示し、アメリカ国民の間に根強く定着している「原爆投下の正当性」を問い直そう」とした(宇吹2014:286)。しかし、全米退役軍人協会を中心に、この企画への反対が強まり、一九九五年一月、スミソニアン協会は被爆資料の展示を取りやめた。

原爆ドームのユネスコ世界遺産登録もまた、被爆体験の記憶・継承の国際化において、

いかなる課題があるのかを示すことになった。

今日でこそ原爆ドームは、「人類史上最初に投下された原子爆弾の惨禍を伝える歴史の証人、また、核兵器廃絶と恒久平和を求める誓いの象徴」（穎原 2016: 6）といわれるが、原爆ドームの存廃論争は戦後直後から一九五〇年代、そして六〇年代まで続いた。そこには、原爆被害者を中心に、これを保存していこうとする人々の営みがあったのである。また、当時は、平和記念公園、平和大通り、平和大橋というように「平和」という文字をかざすことが主流であったにもかかわらず「旧産業奨励館の廃墟は、一九五〇年頃から誰いうともなく「原爆ドーム」とよび習わされるようになる」（穎原 2016: 108）。穎原はこれを民意の反映と考える（穎原 2016: 111）。

さまざまな過程を経て、一九六六年七月に広島市議会が原爆ドームの保存を満場一致で決議し、募金が始まると、保存工事費用を上回る募金が集まった。募金反対派は、募金は原爆ドームの修理よりも、生の身の被爆者と原爆死没者に向けるべきと主張していた（穎原 2016: 174）。

一九九六年に、原爆ドームはユネスコの世界遺産に登録された。しかし、良く知られていないように、中国は、日本の加害責任を認めようとしめない人びとが、違った目的のために

利用する恐れがあるとして、登録承認を保留した。米国は、広島悲劇を理解するためには、それに至る歴史的視点が欠けているとして、登録決定に不参加の姿勢を示した（穎原 2016: 185-187）。長崎市長を務めた本島等は「広島よ、おごるなかれ——原爆ドームの世界遺産化に思う」（初出は『平和教育研究 年報』二四巻、一九九六年）と題する論文において、加害の視点が広島に欠けていると論じた。

さて、原爆被害者の高齢化に伴い、被爆体験伝承者の養成が行われるようになった。また、被爆建物については、改修や建替の必要性が取り上げられるようになってきた。改修・建替のための費用の問題から被爆建物が失われていく状況に対して、市民から保存を求める声も高まった。そこで広島市は、一九九三年、「被爆建物等保存・継承実施要綱」を策定し、爆心地から五キロ以内に現存する建物などを被爆建物台帳に登録している。

被爆の記憶・継承に関わる活動は、いうまでもなく、現在目にするようなことが最初から当然のこととされてきたわけではない。なにをどのように伝えていくのか、あるいは残していくのかをめぐる、占領体制や日本政府、そして地方行政の指針と対立するケースもあれば、そもそも市民・集団の間で事象の捉え方に差異があり、そうした市民・集団間で協議し、調整していくケースもある。いずれのパターンが中心となるかは、時期や事例に

より異なるように思える。

ここで市民・集団間の認識の差異に注目して、長崎にある新興善小学校の被爆建物保存問題を分析した深谷直弘の研究を紹介しておく。深谷は、この問題をめぐり、「校舎」を被爆者のかつての治療の場として見る人々は現物保存を訴えたが、「校舎」をあくまで「母校」として捉える人々は、「再現展示（メモリアル・ホールとしての保存）」を訴え、原爆の記憶は小学校内の行事である献花・慰霊祭や平和学習を通じて受け継いでいくのが良いと考えていたと論じている（深谷 2014: 62）。なお、新興善小学校校舎は解体され、その跡地に図書館が建設され、そこにメモリアル・ホールが設置された。

被爆の記憶・継承に関する広島の自己像は、外国や国内の他地域の人々のイメージと異なることもある。河尻珍はこの点について、他者による「変奏」の結果として受け入れられる必要性を指摘する。そして「広島のアイデンティティがその可能性を広げ、さらなる価値を見出していくうえで重要な役割を担うのは他者であり、他者からの／へのまなざしである」と述べる（河 2021: 78）。

## 2 被爆地からの訴え

被爆体験を伝え、被爆体験を語る建物などを残す活動を通じて、私たちは何を次世代に、また内外に訴えていこうとしているのだろうか。もとより、さまざまなものがあるのが、私は、被爆関係者の意識調査を行った石田忠のいう、反原爆の思想ではないかと考える。

石田は『原爆体験の思想化 反原爆論集Ⅰ』において、「原爆は人間に対して何をなしたか。そして、人間は原爆に対して何をなすべきか」という問いを設定する（石田 1986: 104）。そして、原爆はすべてを破壊し、人はあらゆる方向感覚を失い、どうしてよいかわからなくなる」と述べる。「〈原爆〉はその生存者から〈生きようとする意志〉を剥ぎとってしまう」（石田 1986: 128）。そして罪の意識に苛まれながらも、原爆生存者のなかから、原爆死者の死に意味を与えることが必要だと考える者が現れ（石田 1986: 129）、原爆による死者のことを人間の歴史のなかに位置づけなければならぬと意識するようになる。そして、「結局、戦争と核兵器のない社会をつくる」ほかないと考えるようになる（石田 1986: 223）。このように、原爆被害者は「原爆でさえ奪うことのできない人間の尊厳を明証しつづけている」と石田は記している（石田 1986: 109）。

原爆被害者が伝えたいことは、まず、原爆が人間の尊厳を徹底して破壊するものであること、次にこのような核兵器は廃絶しなければならぬこと、そして最後に、破壊された人間の尊厳をも遂には回復することができること。これらのことを訴えることが、被爆の記憶・継承の活動のめざすところであり、目標であると私は考える。

大江健三郎は『ヒロシマの「生命の木」』のなかで、「広島がもたらすインパクトは、人びとに対して、核兵器の問題というレヴェルを越えて、生の問題、生き方の課題にまで影響を与えると私は思います」と語る（大江1991:106）。それゆえに「アウシュヴィッツで生き残った人間を広島・長崎で生き残った人間につなぎ、そしてのちにリフトンさんの研究の対象になるヴェトナムの生存者も同じ視点でとらえることができる」として、他とのつながりを論じる（大江1991:94）。

### 3 核兵器の非人道性と国際政治

被爆の記憶・継承に関わる取り組みを通じて、核兵器の非人道性を訴える活動は、国際政治にいかなる影響を及ぼしてきたのだろうか。もとより核兵器の非人道性というような規範に関する要素が、国際政治にいかなるインパクトを与えているのか、明快に分析する

ことは容易ではない。ここでは、政策決定の一般論、国際交渉の戦略、国際政治の規範、そして国際秩序の変容という視点から、若干の考察を行いたい。

### 政策決定論から見た規範と国際政治

国際政治は、権力政治の支配する世界であり、そこに道義や倫理が影響を及ぼす余地は少ないというイメージを持っているかもしれない。しかし、国際政治研究者の納家政嗣は「国際関係とはいえ人間の行為からなる社会現象である以上、そこに人間の理念、認識、規範など意識の側面が関わっていないということはありません」という（納家 2005: 1）。

われわれは、国際政治については、国家を一枚岩の存在として見て、「米国は」とか、「中国は」というように議論しがちである。しかし、国際政治学における政策決定論では、国家の対外政策決定について主に三つの視点を設定する。第一は古典的な現実主義の考え方で、国家を一枚岩として見る。国家は、国家目標・国家利益を持ち、目標や国益を実現するために国力を行使する。この見方を採ると、対外政策決定には、倫理や道義が強い影響を与えることはないと考える。

第二は、対外政策は、担当する官庁の組織的ルーティンで決定される。これは組織過程

モデルと呼ばれる。防衛費を含め、予算編成過程など、毎年繰り返し行われるような決定については妥当する場合も多い。

第三は、政府内政治モデルとよばれるもので、政府の対外政策は、政治指導者間の駆け引きなどで決まると見る。この視点に基づくと、大統領や首相などの個人の他、省庁や財界・業界などもプレーヤーとして対外政策決定をめぐるゲームに参加する。納家のいうように、国際関係とはいえ、対外政策決定は人間の行為によるものであり、道義や倫理も対外政策決定に影響を及ぼしうる。

これらの政治指導者にとりもつとも重要なのは地位を維持すること、その地位に再選されることであるとする見方は政治学では強い。このように考えると、対外政策は国内政治に強く拘束される。道義や倫理といった要素を有権者やメディアなどがどのように考えるか、この点に左右されることにもなる。

原爆被害者が核兵器の非人道性を市民に訴えてきたことを考えると、こうした活動は有権者やメディアに強い影響を及ぼしており、対外政策の決定にも影響を及ぼし得るといえるよう。

## 国際交渉における核兵器問題の位置づけ

次に、被爆の記憶・継承を通じて核兵器の非人道性を訴える活動は、核兵器問題の位置づけを変化させるうえで重要な役割を果たしていることを指摘したい。核兵器問題は、基本的に軍事問題・安全保障問題に位置付けられてきた。国家だけが軍事力を正当に保持できるものであり、それゆえに軍事問題・安全保障問題の主役は国家であった。

しかし、核兵器問題を非人道性の問題と位置付けると、どうなるか。人道・人権問題に取り組んできたものもプレーヤーとして参加することができる。討議の場所も、国家だけが参加できる場に限定されることなく、NGOなども参加できる場が活用されるようになる。

地雷禁止国際キャンペーン (International Campaign to Ban Landmines: ICBL) は、このような点に着目し、対人地雷禁止条約を成立にまで導いた。

一九九二年六月、対人地雷問題に関心をもち複数のNGOはICBLを設置した。ICBLは、対人地雷問題の根本的解決のためには、「安全保障規範ではなく人道規範を優先させ、対人地雷の使用制限ではなく禁止を訴えることが必要と考えていた」(足立2009: 44)。

そのためには、交渉の舞台をどこにすることが適切か。たしかに、特定通常兵器使用禁

制限条約 (Convention on Certain Conventional Weapons: CCW) 第二議定書において、「安全保障規範が優位ではあるが、人道規範にも配慮する形で対人地雷使用規制は実施されていた」(足立 2009: 45)。しかし、CCW第二議定書は対人地雷による被害を減少させるにはあまり有効ではなかった。また、NGOが軍縮問題で見解を述べることを好まない国も少なくなかった。

ICBLは、CCWとは異なるフォーラムで対人地雷問題を審議することが望ましいと考え、一九九六年一月、対人地雷禁止の賛同国との会合を開催した。第一回政府・NGO合同会合である。こうした協議を経て、一九九六年五月、カナダ政府がオタワ会議開催を正式に発表した。オタワ会議では、対人地雷全廃に同意する国のみによって協議が進められた。

アメリカは、オタワ会議を主要舞台として協議が進められることを警戒し、軍縮会議 (Conference on Disarmament: CD) での対人地雷問題の交渉を主張した。たしかにCDは、唯一の多国間軍縮交渉機関であったが、コンセンサス方式が採用されており、対人地雷禁止や規制強化に反対していた中国やロシアなどが参加していた。しかし、それゆえにNGOはCDでの協議に反対した。

こうした経緯を経て、対人地雷禁止条約は、一九九七年一二月、オタワでの署名式において署名のため各国に開放され、一九九九年三月、発効した。

核兵器禁止条約の成立過程でも、対人地雷禁止条約の際に用いられた戦略は大いに参考にされた。まず、核兵器問題を非人道性の問題に位置付ける。二〇一三年三月、オスロで一二八か国が参加する国際会議が開催された。この時、ノルウェー政府は、「これは核兵器使用の「影響」を科学的に検証しようという専門家会議であって、核兵器の軍縮や禁止に関して法的・政治的議論をする外交会議ではないという性格を強調した」（川崎 2018: 32）。この会議に対して五核兵器国は集団でボイコットした。このオスロ会議において、日本赤十字社長崎原爆病院の朝長万左男院長は、原爆による放射線が今日に至るまでの長期にわたり健康に影響を及ぼしていることを報告した（川崎 2018: 33）。その後、第二回「非人道性」国際会議が二〇一四年二月にメキシコにおいて、第三回「非人道性」国際会議が二〇一四年一二月オーストリアで、それぞれ開催されている。

こうした過程を経て、核兵器禁止条約の交渉会議が国連で行われ、二〇一七年七月、核兵器禁止条約は採択された（二〇二二年一月発効）。ICANの国際運営委員であり、NGOのピースポートで活動する川崎哲は、「ICANの運動のなかで、ピースポートはこうした

船旅を通じて核兵器の恐ろしさを人々に伝え、核兵器の非人道性に対する認識を広めるという面で貢献してきた。そのことが核兵器禁止条約の成立と、そのなかに「ヒバクシャ」という言葉と核兵器の非人道性が鋭く刻まれたことにつながったという自負がある」と述べる（川崎 2018: 4）。

二〇一七年一二月、ICANはノーベル平和賞を受賞し、被爆者として国際社会で核兵器の非人道性を語ってきたサーロー節子が演説を行った。

### 国際政治における「核のタブー」

ニーナ・タネンワールドは、第二次世界大戦後、核兵器が使用されなかったことに注目し、その理由について、抑止力の結果だとする見方などがあることを紹介するとともに、核兵器の使用に対する強力なタブーが存在するからでもあると論じる（タネンワールド 2022: 265）。「核のタブー」というのは間主観的なものであり、多くの人々が、核兵器の使用はタブーであると考ええるから、本当にタブーになると説明する（タネンワールド 2022: 266）。

タネンワールドは、核兵器の使用がタブーになっていった要因のひとつとして「放射線の影響を含めて、日本に投下された原爆の影響についての知識が徐々に広まったことが、核

兵器に対する国民の恐怖心と反発を強める要因となった」と述べる（タネンワルド 2022: 266）。被爆の記憶・継承活動の成果のあらわれとして理解してよいのではないだろうか。そして、核兵器禁止条約により、このタブー化はさらに促進されたという。

核のタブーには、三つの効果があるという。第一に、これにより、核兵器を通常の兵器と同じとすることはできなくなった。それとともに、第二に、タブーは核保有国の相互抑止力を強化したとも論じる。すなわち、「核兵器の適切な役割は使用ではなく抑止である」という考え方が支持されるようになった。第三に、核のタブーは核保有国と非保有国の間の抑止力を弱体化させてきたと論じる。核保有国が、核非保有国に対して「核兵器を使用すると威嚇しても、もはや信頼に足る抑止にならない」からである（タネンワルド 2022: 269-270）。もとより、タネンワルドの見解については、さまざまな議論もある。核兵器の非人道性と核のタブーの關係に関連して、佐藤史郎は、「核兵器の非人道性を語ることは、核兵器の使用が倫理に反するからこそ、自国民を守るために、自国の安全を核兵器に強く依存するという結果をもたらす」という逆説の可能性もあることを指摘する。そして、自国民がこのような非人道的状況に遭遇することを避けるために、核武装を主張する考え方が登場することを強く危惧するのである（佐藤 2022: 99-100）。

ロシアによるウクライナ侵攻において、しばしば核兵器使用の可能性が示唆されたことは、核のタブーに対する挑戦として、深く憂慮されている。

なお、第二次世界大戦後、核兵器が使用されていないのは、核のタブーによるのか、それとも核抑止が作動しているからなのか、気になるところではあるが、一般に、実際に起こらなかったことの原因を明らかにすることは困難な場合が多い。

### 「つながり」と国際秩序の変容

核兵器の非人道性を訴える活動は、時間、空間、そして問題領域を超えたつながりを生み、トランスナショナルなネットワークを形成することで、国際政治に大きな影響を及ぼすようにもなっている。国家間関係を軸とする国際政治から、さまざまな非国家アクターや市民も重要な役割を演じうる国際関係へと変容させているという意味においてである。

修学旅行を例に説明したい。多くの中学生・高校生が修学旅行で広島を訪問し、原爆被害者の証言を聞く。それがきっかけとなって、核兵器廃絶をめざすNGOに関心を持つ。少数かもしれないが、そうした修学旅行生から、反核兵器NGOの活動に参加する者も出てくる。そしてICANなどを通じて海外のNGOともつながり、あるいは環境問題や人

権問題に取り組む内外のNGOともつながるようになってくる。

実際にこうしたつながりは成長してきており、被爆の記憶・継承のこれまでの取り組みを尊重しつつ、核兵器廃絶をめざし、一歩ずつ具体的目標を設定し、その実現に取り組む新しい活動も始まっている。たとえば議会での動きを強めることをめざし、国会議員に対して核政策についてのアンケートを実施・公表している。また先述のようにICANのよびかけに応じて、日本の金融機関が核兵器製造に関わる企業に融資することを控えるように求める活動も始まっている。後者の活動は、「ビジネスと人権」とよばれる問題領域で企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR) あるいは倫理的消費者 (Ethical Consumer) という視点で用いられてきたアプローチを、核兵器廃絶のために適用したものといえる。問題領域をこえたNGOの連帯である。ちなみに、私は広島における反核兵器NGOが、他地域のNGO、あるいは他問題領域のNGOと連帯していくなかで、日本に強固な「市民社会」が育成されていくことを期待している。

このような動きに加えて、広島市と長崎市は、平和行政に積極的に取り組み、都市のトランスナショナルなネットワークである平和首長会議をリードして、核兵器のない世界をめざす活動に取り組んできた。

地方自治体による国際政策における一つの課題は、中央政府の方針と異なる場合にどのような対応するかということである。一九九二年に地方自治体の国際的なネットワークのひとつである国際非核自治体会議が神奈川県の主催で開催されたことがある。このとき、プルトニウムをフランスから日本へ輸送することが議論の対象となり、国際非核自治体会議として輸送に反対する決議を採択せよという意見が外国の自治体代表から出された。しかし、主催者である神奈川県は、それは中央政府の管轄する外交事項に当たるとして、決議の採択を回避した。これについて、それでは何のための国際非核自治体会議なのか、という疑問も提示された。

広島市は、日本政府に対して核兵器禁止条約への参加を呼びかけるとともに、広島市長は同条約の第一回締約国会議に参加し、日本政府にも締約国会議へのオブザーバー参加を働きかけていくとしている（『中国新聞』二〇二二年七月一二日）。

このようなさまざまなトランスナショナル・ネットワークの形成は、国家間関係を主とする国際政治秩序を、国家だけでなく市民・NGOなども重要な役割を担うことができるグローバル・ガバナンス・システムへと変容させるものである。

二〇二三年五月、本稿執筆時に広島でG7サミットが開催された。そこで、被爆の記憶・継承活動はG7広島サミットではどのような形で反映されたのかについて、若干書き加えておきたい。まず、核保有国を含め、G7諸国指導者は広島平和記念資料館を訪問し、小倉桂子の被爆証言を聴いた。そして慰霊碑に献花を行った。核保有国の現職指導者が平和記念公園を訪問するのは、二〇一六年五月のオバマ大統領以来であり、大きな成果といえる。G7指導者が、平和記念資料館のどのような資料を見たのか、また被爆証言を聞いてどのような質問をしたのかなどは、訪問直後の時点では非公表とされたが、この点は、今後、各国の報道や参加指導者の回顧録などを通じてしだいに明らかにされることを期待している。

次に、サミットでは、核軍縮に焦点をあてた文書（「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」）が公表された。この文書では第二次世界大戦後、核兵器が使用されていないことの重要性が指摘され、「核兵器のない世界」という言葉も入れられたが、核兵器禁止条約については言及がなかった。

最後に、ウクライナのゼレンスキー大統領のG7サミット参加が発表されると、広島で軍事的支援の協議が行われることを心配する意見も聞いた。ゼレンスキー大統領はこのよ

うな協議も進めたようだが、同時に、平和記念資料館を訪問し、被爆証言を聴いた。そして、演説において「人影の石」や被爆後の広島の写真などに触れながら、広島復興にも言及した。この他、サミットに招待された韓国のユン大統領が岸田首相や在日韓国人被爆者等とともに韓国人原爆犠牲者慰霊碑を訪問したことも大いに注目される。

さて、本稿を締めくくりにしたい。被爆の記憶・継承活動は、内外の市民や政治指導者に核兵器の非人道性を訴え、実際に核兵器を安全保障問題としてだけでなく、非人道問題としても協議する交渉戦略を生み出し、核兵器禁止条約の発効にも寄与した。核のタブー化も進展した。

もとより、繰り返し返しになるが、核兵器のない世界の実現をめざすには、そのための具体的な道筋を示すことが必要である。各国の政治指導者は、英知を絞り「政策としての平和」を提示する責任を有している。G7広島サミットはそのための重要な一歩であった。加えて、G7広島サミットをきっかけとして、さまざまなNGOが、いわゆる市民社会サミットを開催した。被爆地の市民やNGOが、被爆の記憶・継承活動を基盤に、世界の市民やNGOと連帯して、核兵器のない世界に向けた具体的一歩のアイデアを示し、これに取り組んでいくことに期待している。

\*連続市民講座において「平和研究と「平和文化」と題する報告を行った。このテーマを考えるうえでひとつのポイントとして被爆の記憶・継承に関連する活動は国際政治にどのような影響を及ぼしているかという問題がある。本稿では、この点について考察を試みることにした。

### 《参考文献》

足立研幾（二〇〇九）『レジーム間相互作用とグローバル・ガヴァナンス——通常兵器ガヴァナンスの発展と変容』有信堂

石田忠（一九八六）『原爆体験の思想化 反原爆論集Ⅰ』未來社

宇吹暁（二〇一四）『ヒロシマ戦後史——被爆体験はどう受けとめられてきたか』岩波書店

穎原澄子（二〇一六）『原爆ドーム——物産陳列館から広島平和記念碑へ』吉川弘文館

大江健三郎（一九九二）『ヒロシマの「生命の木」』日本放送協会

川崎哲（二〇一八）『新版 核兵器を禁止する——条約が世界を変える』岩波書店

佐藤史郎（二〇二二）『核と被爆者の国際政治学——核兵器の非人道性と安全保障のはざままで』明石書店

サーロー節子・金崎由美（二〇一九）『光に向かって這っていけ——核なき世界を追い求めて』岩波書店

タネンワルド、ニーナ（二〇二二）吉田文彦訳『二二世紀における核のタブーの遺産』マイケル・D・ゴードイ

ン、G・ジョン・アイケンベリー編、藤原帰一、向和歌奈監訳『国際共同研究 ヒロシマの時代——原爆投

下を変えた世界』岩波書店

納家政嗣（二〇〇五）「序文 国際政治学と規範研究」『国際政治』一四三号

河尻珍（二〇二一）「韓国人が見たヒロシマ——まなざしの揺れと変奏」広島市立大学広島平和研究所編『広島  
発の平和学——戦争と平和を考える13講』法律文化社、六一—八〇頁

深谷直弘（二〇一四）「被爆建造物の保存と記憶の継承——長崎・新興善小学校一部校舎保存問題を事例に」『社  
会学評論』六五巻一号、六二—七九頁

藤原帰一（二〇〇六）「序章 政策としての平和」大芝亮・藤原帰一・山田哲也編『平和政策』有斐閣、一—六  
頁

本島等（二〇〇九）「広島よ、おごるなかれ——原爆ドームの世界遺産化に思う」高橋真司・舟越耿一編『ナガ  
サキから平和学する！』法律文化社、二四—二四七頁

## 《より深く知るために》

カー、E・H（二〇一一）原彬久訳『危機の二十年——理想と現実』岩波書店

直野章子（一九九七）『ヒロシマ・アメリカ——原爆展をめぐる』溪水社

広島市立大学広島平和研究所編（二〇二一）『広島発の平和学——戦争と平和を考える13講』法律文化社

細谷千博・入江昭・大芝亮編（二〇〇四）『記憶としてのパールハーバー』ミネルヴァ書房